

## 第 19 回 スペクトル管理 SWG 議事録

1. 日時：平成 16 年 11 月 19 日(金) 10:00 ~ 19:40
  2. 場所：TTC 事務局 4F DE 会議室
  3. 出欠者  
出席会員数 / 全会員数 ... 21 / 34 (出席数には議長委任状を含む)  
出席委員数 / 全委員数 ... 34 / 67 (出席数には議長委任状を含む)
  4. 議事資料：議事次第、各種寄書
  5. 議事要約
    - 5-1. 議事次第について承認<SMS-19-Agenda>
    - 5-2. 議事担当はイー・アクセス
    - 5-3. 前回議事録を承認<SMS-19-01>
    - 5-4. スペクトル適合性を確認したシステムの識別名<SMS-19-03>  
スペクトル適合性確認結果報告書にて、スペクトル適合性を確認したシステムの名称は、機械的符号をもって命名することを合意した。(課題 C.1.6、C.1.7)
- 以降、第 3 版に向けての課題についての議事
- 5-5. 保護判定基準値について  
11 月 10 日アドホック会合議事録<SMS-10-04>  
議事録担当の TOKAI よりアドホック会合の議事について報告された。  
導入判定基準の採用について<SMS-19-05,06,07,08,09>  
導入判定基準値の採用を要望する会員より、次回改めて導入判定基準値についての寄書が提出されることとなった。
  - 5-6. 保護すべきシステムについて  
ダブルスペクトルの伝送システムについては、回線数が最多のシステムでも各事業者のサービス提供合算数が 1 0 0 万回線に満たないとの報告があった。  
下り OL 方式固有の保護判定基準値を設けるかの課題をクローズした。(課題 C.3.6.2)
  - 5-7. 線路モデルについて

第 17 回会合において干渉源数及び、第 16 回会合において漏話減衰量の累積値について、変更するという合意がなされたが、議長団の提案により既存利用者の環境を維持する目的で第 2 版よりスペクトル適合性の判定基準を厳しくしたいとする論理と矛盾が生じることから、第 3 版では干渉源数及び漏話減衰量の累積値については変更しないことが修正合意された。(課題 C.4.3、C.4.6.3)

#### 5-8. スペクトル管理で取り扱う周波数帯域について

1.1MHz 以下の帯域ではバンドプランを設けないことで合意した。(課題 C.5.2.2)

#### 5-9. 第 3 版作成に向けての検討スケジュール

第 20 回スペクトル管理 SWG にて全ての課題について合意もしくはクローズする。

### 6. 第 3 版に向けたドラフト作成について

#### 6-1. ドラフト作成チームメンバについて

各社より以下のメンバが参加する。なお取りまとめについては松本サブリーダーが行う。  
白須(SEI)・岡戸(N E C ネットワークス)・藤原(NTT 東)・倉白(CXNT)・菊池(SBB) ・  
富田(ACCA)・eAccess(1 人・未定) <敬称略、以上 7 名>

#### 6-2. JJ100.01 第 3 版エディティングスケジュールについて

12/3 各担当部分のドラフトを松本サブリーダーまで送付  
12/7 ドラフト初版を FTP サイトにアップロード  
12/10 第 20 回 SWG 会合で内容確認、オープンの課題の議論  
12/17 各担当部分の修正版を松本サブリーダーまで送付  
12/21 ドラフト R1 バージョンを FTP サイトにアップロード

### 7. 今後の予定について

第 20 回スペクトル管理 SWG は 12 月 10 日(金) 10:00 ~ TTC 事務局 4F DE 会議室  
寄書の提出は、12 月 3 日(金)24 時を期限とする。

寄書に対する対案提出は、12 月 7 日(火)の午前 10 時を期限とする。

寄書は課題ごとに作成し、課題表に記載された課題番号を明記する。

次々回の第 21 回スペクトル管理 SWG は 2005 年 1 月 7 日(金)を予定する。

### 8. その他

リーダー・サブリーダーより、総務省へ第 3 版策定に向けた説明を行った際、総務省より懸念事項として下記の点が示された旨の報告があった。

- ・従来の標準を変更するためには、第三者が納得しうる相応の技術的根拠が必要である
- ・大幅な修正が入ると省令や告示等の手続きを経る必要があり、施行までに半年以上の期間が必要である

その結果、リーダから各会員に今後は技術的根拠に基づいた議論を行うことに留意するよう要請があった。

以上